

テレワーク導入ハンズオン支援コンサルティングのご案内

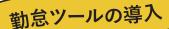
ックト作成も!?勤怠管理も!? テレワークの導入で グッと手軽に!



シフトの希望収集から シフト作りまでの<mark>手間や</mark>

時間が短縮。人員不足も

前もって把握。



スタッフの勤怠管理 から給与計算まで 自動で処理でき、 残業時間が減少。





テレワーク未導入の中堅・中小企業等のテレワーク導入を支援 する東京都の事業です。<u>最大12回まで無料でコンサルティングを</u> 受けることができます。 詳細は裏面へ

テレワーク導入ハンズオン支援コンサルティングを受けた企業は、 テレワーク機器やツール等の導入に関する助成金を活用することができます。 助成金 **1**最大/ **250**酒

(常時雇用する労働者数が 30~999人の場合) ※諸条件あり

■『テレワーク導入ハンズオン支援コンサルティング』とは

経験豊富なICT等の専門家が、企業の実情や課題にあわせて、課題整理や機器・ツール選定、テレワーク規程(規定)の整備等について助言を行ない、テレワークの導入・定着に向けて丁寧に伴走支援します。



■ 申込みからコンサルティング実施までの流れ



助成金も テレワーク導入ハンズオン支援助成金 活用できます!

コンサルティングを受けた企業に対し、テレワーク導入に必要な経費を助成します。

■ 主な助成対象経費の例

- ・テレワーク用機器等の購入費 ・業務ソフトウェア等の購入費 ・クラウドサービス、アプリケーションソフト等の利用料
- ・業務システムの導入費用(構築・設定費、保守業務委託料等)

■ 助成金の上限額、助成率

事業者の規模 (常時雇用する労働者数)	助成金上限額	助成率
30⋏∼999⋏	250万円	1/2
2⋏∼ 29⋏	150万円	2/3

《問合せ先》公益財団法人 東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課 03-5211-1756 (平日9時~17時)

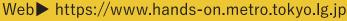
〈詳細URL〉https://www.shigotozaidan. or.jp/koyo-kankyo/joseikin/

hands-on.html ※申請にあたっては、テレワーク導入ハンズオン支援 コンサルティング事務局が発行する「テレワーク導 入提案書」が必要です(その他要件あり)。



まずは、/ お気軽にお問合せください!

テレワーク導入ハンズオン支援コンサルティング事務局 TEL / **03-6734-1222** [受付時間 9:00~17:00(平日のみ)]



Mail ▶ info@telework-hands-on.jp



テレワーク導入ハンズオン 東京

検索

テレクーグ導入 ハコズオコ 支援助成金

東京都が実施するテレワーク導入のための ハンズオン支援コンサルティングを受けた 都内中堅企業等および中小企業等を対象に そのテレワーク環境構築の取り組みに係る 経費を助成します。





※以下に示す機器等は一例

- ▶ノートパソコン
- ▶タブレット
- ▶スマートフォン
- ▶VPN ルーター





- ▶モニター
- ▶プリンター
- ▶スキャナー
- ▶ウェブカメラ



- ▶業務ソフトウェア
- ▶クラウドサービス
- ▶アプリケーションソフト
- ▶業務システム導入(構築・設定、保守等)
- ●機器等の物品の購入については、1個あたりの単価金額が消費 税込み1千円以上かつ10万円未満のものに限ります。
- 東京都が実施するハンズオン支援コンサルティングの提案内容 に基づいた取り組みであるものに限ります。
- ●上記の他にも要件があります。詳細については、募集要項(申請 の手引き)を確認してください。

助成金申請の受付期間

令和4年6月15日 水



令和5年3月31日金

助成金の上限額と助成率

事業者の規模(常時雇用する労働者数)	助成金の上限額	助成率
30⋏ ∼ 999⋏	250万円	1/2
2人~ 29人	150万円	2/3

- ※常時雇用する労働者数は、一助成対象事業者 (法人全体) あたりの人数です。
- ※商法上の役員など経営者は、常時雇用する労働者数に含みません。

公益財団法人東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課 職場環境整備担当係(ハンズオン支援助成金担当)

☎ 03-5211-1756 (平日9時~17時) ※平日12時~13時、土日・祝日、年末年始を除く

https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/boshu/hands-on.html

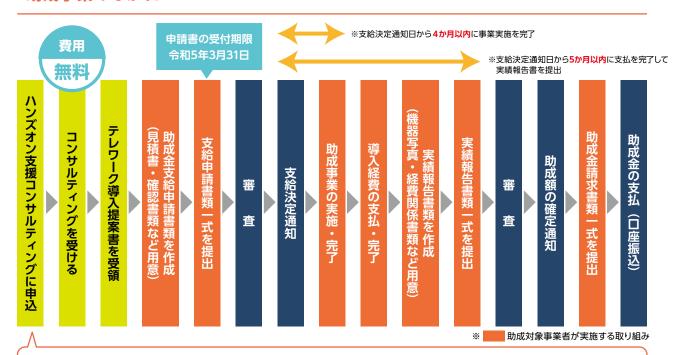
東京しごと財団 ハンズオン助成金 🔾







助成事業のながれ(助成金受給までのステップ)



ハンズオン支援コンサルティングに関するお問い合わせ・申込先

テレワーク導入ハンズオン支援コンサルティング事務局(東京都委託事業)

- ☎ 03-6734-1222 (平日9時~17時) ※祝日、年末年始を除く
- ●コンサルティングについては、下記ホームページからお申し込みください。 https://www.hands-on.metro.tokyo.lg.jp



助成対象事業者の主な要件

- 都内に本社または事業所を置いて現に事業を営んでおり、かつ常時雇用する労働者が2人から999人までの中堅企業等および中小企業等であること
- 常時雇用する労働者が都内に2人以上勤務しており、かつ当該労働者のうち1人は6か月以上継続して雇用(雇用保険に加入)していること
- 東京都が実施する「テレワーク導入ハンズオン支援コンサルティング」を受け、当該コンサルティング事務局より 「テレワーク導入提案書」の発行を受けていること
- 東京都が実施する「『テレワーク東京ルール』実践企業宣言」制度に登録し、「テレワーク推進リーダー」設置済表示のある宣言書の発行を受けていること
- ●上記の他にも要件があります。詳細については、募集要項(申請の手引き)を確認してください。※東京しごと財団が実施する「テレワーク促進助成金」等に申請中、あるいは受給予定および受給済みの企業等は本助成金に申請できません。

助成金申請の受付期間

令和4年6月15日(水)~ 令和5年3月31日(金)

- ●郵送、または電子申請 (Jグランツ) のいずれかにより提出してください。
- ※締切日について、郵送では当日消印有効とし、電子申請では当日23時59分までにJグランツから申請されたものを受付します。
- ※窓口への来所による持参提出は一切受付しません。

助成金に関するお問い合わせ・申請書類の郵送先

公益財団法人東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課 職場環境整備担当係(ハンズォン支援助成金担当)

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル11階 **☎ 03-5211-1756**

(平日9時~17時) ※平日12時~13時、土日・祝日、年末年始を除く



東京都テレワーク導入ハンズオン支援コンサルティング対象企業要件

- (1) 都内で事業を営んでいること
- (2) 常時雇用する労働者(※1)が2~999人以下の企業等(※2)であること。
- (3) 都内に勤務する常時雇用する労働者を 2 人以上雇用していること。うち1人は、申し込み時点で6か月以上継続して雇用しており、かつ雇用保険被保険者(加入期間が6か月以上)であること(休業中の労働者を含む。)
- (4) 都税の未納付がないこと
- (5) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと(違法行為による罰則の適用を受けた場合、労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された場合など)
- (6) 賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していること
- (7) 風俗営業、性風俗関連特殊営業、接客業務受託営業及びこれに類する事業を行っていないこと (風営法第2条第1項、第5項、第13項)
- (8) 代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと
- (9) 東京都政策連携団体、事業協力団体又は都が設立した法人でないこと
- (10) テレワーク規程(規定) が未整備であること
- ※1 常時雇用する労働者とは、次の①から③を指し、登録型派遣労働者は除きます。
 - ① 期間の定めなく雇用されている労働者
 - ② 有期雇用の場合、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる*労働者
 - ③ 日々雇用契約が更新される労働者でも、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる*労働者
 - *「見込まれる」とは、労働契約書等により1年を超える期間まで引き続き雇用契約が締結されていることを指します。
- ※2 企業とは、会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に定める「会社」又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第3条第2号に定める「特例有限会社」又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第22条又は第163条の規定により成立した法人等(※3)を指します。
- ※3 法人等には、次のものを含みます。
 - ・弁護士法(昭和24年法律第205号)第30条の2第1項で定める「弁護士法人」に該当するもの
 - ・公認会計士法(昭和23年法律第103号)第34条の2の2第1項で定める「監査法人」に該当するもの
 - ・税理士法(昭和26年法律第237号)第48条の2で定める「税理士法人」に該当するもの
 - ・行政書士法(昭和26年法律第4号)第13条の3で定める「行政書士法人」に該当するもの
 - ・司法書士法(昭和25年法律第197号)第26条で定める「司法書士法人」に該当するもの
 - ・弁理士法(昭和12年法律第49号)第37条第1項で定める「特許業務法人」に該当するもの
 - ・社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)第25条の6で定める「社会保険労務士法人」に該当するもの
 - ・土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第26条で定める「土地家屋調査士法人」に該当するもの
 - ・医療法人、社会福祉法人、学校法人等法人税法(昭和40年法律第34号)別表2の「公益法人等」に該当するものなお、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用について公益法人等とみなされる、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項で定める特定非営利活動法人を含むものとします。ただし、次の(ア)から(ウ)のいずれかを満たすものは除きます。
 - (ア) 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主目的とするもの
 - (イ) 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの
 - (ウ)後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの
 - ・法人税法(昭和40年法律第34号)別表第3の「協同組合等」に該当するもの